

## 消費税の総額表示の義務化 が復活!

令和3年2月作成



消費税はそもそも総額（税込み価格）の表示が義務付けられていました。しかし、2014年4月に5%から8%へ増税、2019年10月から10%へ増税（元々は2015年10月からの増税予定が2度延期された）という、短期間で二度の増税が予定されていたため、事業者による値札の貼り替え等の事務負担を軽減するため、総額表示義務の特例として、**2021年3月31日までは「表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。**具体的には「〇〇円（税抜）」など誤認防止措置を講じていれば税抜価格表示が可能でした。しかし**2021年4月1日からはこのような表示は認められなくなるので注意が必要です。**

消費税の総額表示義務は、「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かるようにするためのものであり、適切に表示された税込価格と併せて、税抜価格を表示することは可能です。例えば、次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します（標準税率10%の場合）。

### 【例】

- 11,000円
- 11,000円(税込)
- 11,000円(税抜価格10,000円)
- 11,000円(うち消費税額等1,000円)
- 11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

要は支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額」や「税抜価格」等を表示しなくてもいいという事です。**事務の手間等を考えれば総額の表示だけでいいこととなります。**

また、「10,000円(税込11,000円)」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。しかし、文字の大きさや色などにより、例えば「10,000円(税込11,000円)」など、**税込価格が極端に読みにくいものは認められません。**

なお、総額表示に伴い税込価格の設定を行う場合において、1円未満の端数が生じるときには、その端数を四捨五入、切捨て又は切上げのいずれの方法により処理しても差し支えありません。

対象となる価格表示は、消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするとき商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告などであれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、**総額表示が義務付けられます。**なお、口頭による価格の提示は、これに含まれません。

また、**事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりませんので、今まで通りの表示でよく、改めて対応する必要はありません。**

消費者にとっては税込み表示のほうが分かりやすいこともありますので、事業者（小売業者や飲食店等）の方はぜひ早めに総額表示への変更を実施しましょう。

